（Ｒ９－1）　**コース概要**

離職者等再就職訓練コースの概要

◆知識等習得コース

訓練形態	・座学訓練 ・オンライン訓練 ・職場見学、職場体験、職場実習
訓練期間	３か月間　　３００時間　～　３２４時間 ６か月間　　６００時間　～　６４８時間 ※訓練時間は１日当たり６時間、１か月当たり１００時間を標準とする。 ※上記時間数には、入校式、修了式、就職支援セミナー（該当する訓練科のみ）の時間数及び就職相談日は含めない。
委託費上限額	≪訓練共通≫ ・訓練実施経費　　訓練受講者１人１月当たり５６，０００円（外税） ・就職支援経費　　一定の就職形態の就職率により支給 ※経費対象就職率　８０％以上　　訓練受講者１人１月当たり２０，０００円（外税） ６０％以上～８０％未満　訓練受講者１人１月当たり１０，０００円（外税） ６０％未満　支給なし
対象者	公共職業安定所に求職申込を行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受け、早期安定就労のために当該訓練を受講することが適当であると発注者が認めた者。
特徴	訓練修了後の一定の就職形態の就職率に応じて、就職支援経費が発生する。

※介護職員初任者研修科の職場見学等推進費、デジタル分野の訓練に係る特例（デジタル訓練促進費、デジタル職場実習推進費）は、

令和８年度で終了。

◆　知識等習得コース＜育児等との両立に配慮した再就職支援コース＞・・・時短コース　　※託児サービス設定対象

訓練形態	・座学訓練 ・オンライン訓練 ・職場見学、職場体験、職場実習
訓練期間	３か月間　２４０時間～２７０時間 ※訓練時間は１日当たり５時間、１か月当たり８０時間を標準とする。 ※上記時間数には、入校式、修了式の時間数及び就職相談日は含めない。
委託費上限額	・訓練実施経費　　訓練受講者１人１月当たり５６，０００円（外税） ・就職支援経費　　一定の就職形態の就職率により支給 ※経費対象就職率　８０％以上　　訓練受講者１人１月当たり２０，０００円（外税） ６０％以上～８０％未満　訓練受講者１人１月当たり１０，０００円（外税） ６０％未満　支給なし ・託児サービス経費　　児童１人１月当たり６６，０００円（外税）
対象者	公共職業安定所に求職申込を行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受け、早期安定就労のために当該訓練を受講することが適当であると発注者が認めた者で、以下のいずれかに該当する者。 ア 乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に就学している子を養育する者。 イ 家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第５号に規定する家族をいう）を介護する者。 ウ その他特に配慮を必要とする者。
特徴	・訓練修了後の一定の就職形態の就職率に応じて、就職支援経費が発生する。 ・託児サービスを提供した場合は、託児サービス経費が発生する。

◆　ｅラーニングコース

訓練形態	・情報通信機器を活用した在宅訓練 ・一部スクーリング（通所）による集合訓練又は個別指導・面談等
訓練期間	１月当たり５４時間～６０時間（１月当たり３時間以上１２時間以下のスクーリングを含む） ※在宅訓練　最小訓練単位ごとに標準訓練時間を設定し、１日当たりの標準訓練時間は３時間とする ※スクーリング　原則として月に１回以上のスクーリングを実施することとし、１日当たり６時間以下とする。ただし、訓練生の１月当たりの実施合計時間は３時間以上１２時間以下とすること 上記時間数には、入校式、修了式、オリエンテーションの時間数及び就職相談日は含めない。
委託費上限額	・訓練実施経費　　訓練受講者１人１月当たり６６，０００円（外税）
対象者	公共職業安定所に求職申込を行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受け、早期安定就労のために当該訓練を受講することが適当であると発注者が認めた者で、以下のいずれかに該当する者。 ア　育児（小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に就学前の子に限る。） または介護等により外出が制限される求職者など、全日・通所制の離職者訓練の受講困難な者 イ　居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、 事実上、離職者訓練を受講することができない者 ウ　勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある者等の在職中の求職者等、実施日時が 特定された科目のみで構成される離職者訓練の受講が困難な者。
特徴	育児、介護等により外出が制限される者や、居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な者、在職中の求職者等に対する、情報通信機器を活用した在宅による訓練コース

※デジタル分野の訓練に係る特例（デジタル訓練促進費、通信機器貸与費）は、令和８年度で終了。